

静岡県訓令甲第 1 号

静岡県採用委員会事務局

静岡県採用委員会事務局処務規程（平成17年静岡県訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前		改正後	
別表（略）		別表（略）	
局長専決事項	課長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
(3) 課長に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇及び特別休暇の承認	(3) 職員に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇及び特別休暇の承認	(3) 課長に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認	(3) 職員に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認
(4)（略）	(4)（略）	(4)（略）	(4)（略）
(5) 課長に対する週休日の指定及び振替並びに4時間の勤務時間の割振り変更	(5) 職員に対する週休日の指定及び振替並びに4時間の勤務時間の割振り変更	(5) 課長に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の勤務時間の割振り変更	(5) 職員に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の勤務時間の割振り変更
(6)（略）	(6)～(9)（略）	(6)（略）	(6)～(9)（略）
	(10) 任用期間が2月以内の臨時的任用職員の任免	(10) 臨時的任用職員の勤務時間の割振り変更	(10) 臨時的任用職員の任免
	(11)（略）		(11) 会計年度任用職員の採用
	(12) 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第		(12) 会計年度任用職員に対する育児休業の承認、期間の延長の承認及び承認の取消し
			(13)（略）
			(14) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82

	<p><u>21条第1項及び第3項の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定、第23条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長、第31条各項の規定による保有個人情報の訂正するかどうかの決定、第32条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長、第38条各項の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定並びに第39条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長。ただし、収用委員会の権限に属する事項に係る保有個人情報に係るものを除く。</u></p>		<p><u>条各項の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定、第93条各項の規定による保有個人情報の訂正するかどうかの決定、第94条第2項及び第95条の規定による決定期間の延長、第101条各項の規定による保有個人情報の利用停止するかどうかの決定並びに第102条第2項及び第103条の規定による決定期間の延長並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）第4条第2項及び第5条の規定による決定期間の延長。ただし、収用委員会の権限に属する事項に係る保有個人情報に係るものを除く。</u></p>
--	---	--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表局長専決事項の欄の改正及び同表課長専決事項の欄の改正（同欄⁽¹²⁾に係る部分（同欄⁽¹²⁾を同欄⁽¹⁴⁾とする部分を除く。）を除く。）は、公表の日から施行する。